

法務省 矯正管区・矯正施設



【こんな仕事をしています】

刑務（支）所及び少年刑務所（道内8箇所）

主として受刑者を収容し、生活指導や職業訓練を行い、改善更生と社会復帰ができるよう、様々な処遇を行っています。

拘留（支）所（道内4箇所）

主として被疑者、被告人を収容し、刑事訴訟手続を円滑に遂行させることを目的とした施設で、公平な裁判が受けられるように配慮しています。

少年院（道内2箇所）

家庭裁判所から保護処分として送致された少年を収容し、生活指導、職業補導、教科教育等の教育・訓練を行い、社会生活に適應できる健全な少年に育成することを目的とした施設です。

少年鑑別（支）所（道内4箇所）

主として家庭裁判所の観護措置決定により送致された少年を収容し、専門的調査や診断を行って非行原因を探り、今後の指導、教育方針を立てる専門機関です。

また、一般市民からの相談や依頼に応じる「一般相談」も行っています。



【採用試験】

（刑務官）

⇒ 刑務官採用試験

国家公務員採用一般職（大卒程度）

採用試験の行政北海道地域区分

（法務教官又は心理専門職）

⇒ 法務省専門職員（人間科学）採用試験



【採用されたら・・・】

（刑務官）

・刑務官採用試験で合格した場合

⇒ 基礎的な法規等を学ぶ『刑務官等初等科研修』に入所

・国家公務員採用一般職（大卒程度）採用試験で合格した場合

⇒ 採用2年目に初級幹部職員を養成することを目的とした『中等科研修』に入所

（法務教官及び矯正心理専門職）

⇒ 採用後すぐに基礎科研修に入所し、採用4年後に応用科研修に入所



【先輩職員からのメッセージ】

『令和5年4月1日採用（法務省専門職員採用試験 法務教官）』

令和5年4月に紫明女子学院で法務教官として拝命しました。すべてが初めてで右も左も分からず、とても緊張しながら登庁したことを今でも覚えています。現在でも、分からないことや業務の中で難しい事案にぶつかるとも多々ありますが、「チームで処遇」という教えのもと、自分一人で何とかしなくては、と意地になったり力みすぎたりせず、業務遂行のためのチームの一員との自覚を持ち、周囲の職員と協力し合いながら業務に当たっています。また、私たち法務教官は、収容されている少年たちの最も身近な大人のモデルであることを自覚し、処遇に当たることが求められています。そのため、仕事や少年との関わりを通して、人として、社会人としての自分も成長できるとてもやりがいのある仕事です。



（法務教官 野呂みなみ）

【こんな人材を求めています！！】

（刑務官）

⇒ 「国民を守る」という正義感・使命感を持った人

（法務教官）

⇒ 少年を受け入れる温かい心と冷静な判断力を持つ人

（心理技官）

⇒ 心理学に関する専門性を有する人

一言で言うと、我々はこんなお仕事です。

★刑務官とは、受刑者と正面から向き合い、更生へと導くお仕事

★法務教官とは、真剣に少年と向き合い、立ち直りと社会復帰を助けるお仕事

★心理技官とは、非行・犯罪臨床の最前線で、心理学の専門性を発揮するお仕事

【問い合わせ先】

〒007-0801 札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

法務省札幌矯正管区第一部職員課

Te l : 011-783-5083

<法務省矯正局HP> http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html

